

# 日本人の子返還命令

## 英滞在ハーグ条約初適用

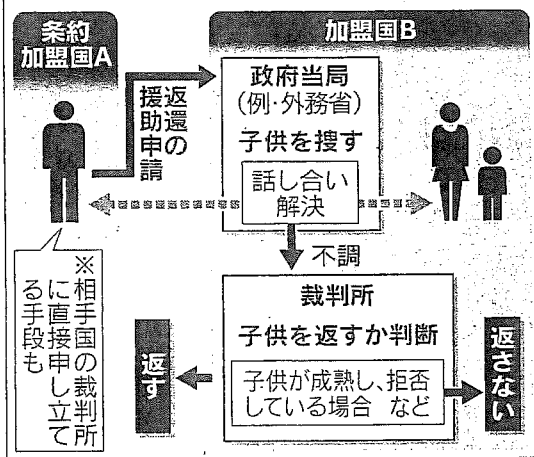
国外に連れ出された子供の扱いを定めたハーグ条約に基づき、英国の裁判所が、母親と渡英した日本人の子供(7)について、日本へ帰国させるよう命令を出したことが29日、関係者への取材で分かった。外務省によると、今年4月に日本で同条約が発効して以降、海外から日本人の子供を戻すよう命じた事例が明らかになるのは初めて。

### 現地裁判所が判断

関係者によると、父親と母親はいずれも日本人で離婚調停中の夫婦。母親は今年3月、仕事を理由に子供を連れて渡英。父親とは一定期間後に子供を日本に戻すことで合

▼ハーグ条約 正式名称は「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」。1983年に発効し、約90カ国が加盟している。どちらの親が監護権を持つべきかなどについては条約は関知せず、

ハーグ条約の仕組み  
(母親が子供を連れ去った場合の例)



援助を申請した。

現地の裁判所は今年になって、母親が英国に子供を滞らせ続けている

子供を元の居住国に戻した上で、その国の司法当局が判断する仕組み。国際結婚した日本人が、離婚後に子供を連れて帰国するケースが海外で問題化。欧米諸国から加盟を求められ、今年4

ことがハーグ条約に反する状態と判断。同条約は子供が暴力を受ける恐れなどが無い限り、国外に連れ出された子供を元の国にいったん戻すことを原則としており、裁判所はこれに従って、子供を日本に戻すよう母親側に命じたという。子供が日本に戻れば、日本の裁

判所で、どちらの親のもとで暮らすのが望ましいかなどが改めて審理されるとみられる。父親の代理人の本多高弁護士は「ハーグ条約がなければ母親の意向だけで子供の育て方が決まっていたと思われる。子供を日本に戻して話し合いや裁判が進むことになり、適切な判断だ」と話している。一方、母親は関係者を

通じ「子供を不法に奪うつもりはなく、返還命令がなくても7月末に一度帰国させる予定だった。子供は英国で通う学校も気に入っていた」と説明している。

※相手国の裁判所に直接申し立てる手段も